

令和8年度宮崎暮らし体験サポート事業業務委託

質問票への回答

1. アドバイザーへの謝金単価：仕様書には「受託者において支払う」とありますが、県が想定している標準的な単価設定はあるか。

⇒ 本事業におけるアドバイザーへの謝金につきましては、一律の標準単価は設けておりません。本事業は、事前ヒアリングから行程造成、アテンド、事後ヒアリングまでアドバイザーが全行程に伴走する形態を想定しております。そのため、個別の業務内容や所要時間、専門性を考慮し、適切に必要な経費を積算のうえご提案ください。

2. 体験料の範囲：農業・林業等の体験プログラム費用は受託者負担ですが、それ以外の「参加者の個人的な体験（例：陶芸など）」は参加者負担という理解でよいか。

⇒ ご認識のとおりです。

3. 同行範囲の精査：「全行程に同行し、滞在中の支援（フルアテンド）を行う」とありますが、例えば夜間の対応（夕食への同席や緊急時以外の待機）がどの程度求められるのか。またアドバイザーのみならず、受託者もフルアテンドをするのか。

⇒ アテンドは、受託者とアドバイザーが実施することとしております。委託業務内容の範囲は同行することとし、訪問先での宿泊等は想定しておりません。

4. 目標 35 組の未達時の扱い：現地訪問は「35 組を目標」とされていますが、応募状況により未達となった場合の精算や評価への影響はあるか。また訪問実施以外に、移住実現や関係人口化等の成果についてはどの程度重視されるか。

⇒ 最終的な実績が目標を下回る場合には、契約内容を変更して減額することがあります。その場合は、本事業が丁寧な伴走を重視しているため、単に組数のみで一律に判断するのではなく、ヒアリングの実施回数やアテンド時間の実績などを勘案して判断し、委託料の精算を行います。

5. アドバイザーのイメージ：アドバイザーに求められる「人脈」や「知見」の具体的なイメージ（属性・経験・役割等）はあるか。

⇒ アドバイザーにつきましては、移住検討者の相談に寄り添い、生活の具体的なイメージを提示できる方を想定しております。具体的な属性（職種や年齢等）の指定はありませんが、以下の能力・経験を備えた方を起用してください。

・地域情報の習得・提供力：仕事、住まい、教育、医療、生活利便性など、地域の実情を詳細に説明できること。

・人的ネットワーク：移住検討者のニーズに応じ、地域住民、自治会、地元の企業・団体等へスムーズに繋がられること。

・伴走者としての適性：本事業の趣旨を深く理解し、移住検討者の不安を解消しながら、現地訪問を円滑にコーディネートできること。

これらを満たし、検討者と地域をつなぐコーディネーターとして、主体的に動ける方を確保してください。

6. アドバイザーの確保: 「人数の確保」と「質の担保」のいずれをより重視されているか、また想定されている規模感はあるか。

⇒ 本事業では、人数の多さよりも「移住検討者のニーズに対して的確に応えられる質の高いアテンド」重視しております。

そのため、全市町村分のアドバイザーを一律に確保する必要はありません。移住検討者の相談内容に応じて、仕事・住まい・教育等の地域資源をコーディネートでき、専門的な知見やネットワークを活用した円滑なサポートができる体制を構築してください。

7. 事前・事後ヒアリング（各2回程度）について、内容の深さや項目設定等に関し、特に重視される観点があるか。

⇒ ヒアリングは、本事業の成果（移住実現および関係人口の創出）に直結する重要なプロセスです。以下の観点を重視して提案をお願いします。

・事前ヒアリング（現地訪問の準備）

移住への本気度や、個別の不安・疑問を徹底的に洗い出してください。その情報をもとに、訪問先での体験が移住後の生活イメージに結びつくような、精度の高い行程を構築することを重視します。

・事後ヒアリング（成果の把握と今後のフォロー）

現地訪問後の率直な感想や今後の意向を確認することはもちろん、「移住を断念する理由」を含め、検討者の判断プロセスを詳細に把握してください。特に、移住に至らない場合でも、その方が今後どのような形で本県と関わりを持ち続けられるか（関係人口化の可能性）を探り、次なるステップへの橋渡しとなる内容としてください。

8. 本事業における課題認識について: これまでの移住促進施策を踏まえ、本事業において特に改善・強化を期待されている点はあるか。

⇒ これまでの施策を踏まえ、本事業では以下の3点を特に重視します。

・移住の解像度向上: 観光的な視察に留まらず、仕事・住まい・教育等、移住後の生活を具体的にイメージできる実体験の提供。

・地域コーディネート機能の深化: アドバイザーが単なる案内役ではなく、地元の企業・住民・団体等と深く繋ぎ、地域との関係性を構築する役割の強化。

・継続的なフォロー: 移住の実現だけでなく、断念した場合でも関係人口として本県との繋がりを維持できるような、丁寧な伴走支援。

9. 広告宣伝の境界: 広告（SNS 広告等）は別の受託者が実施するため、本業務の「情報発信」と、別業者の「広告」はどのように役割分担されるのか。

⇒ 役割分担は以下の通りです。

・本事業受託者の役割（情報発信・素材収集）

ツアー参加者自身による SNS 等での発信を促すこと。

参加者が撮影した写真を収集し、県の移住情報サイト等で使用できるよう、本人承諾を得た上で県へ提供すること。

・別事業受託者（移住促進・関係人口創出強化事業）の役割
SNS 広告の運用や、広報用フライヤーの作成等を行います。

・連携について：SNS 広告の展開方針等については、県・本事業受託者・別事業受託者の 3 者で密に協議の上、決定いたします。

なお、フライヤー作成は、事業者向け・移住検討者向けで計 500 枚程度作成する予定です。フライヤー作成につきましても、同様に連携して進めてまいります。

詳細は以下仕様書をご参照ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/chusankan-chiiki/kense/chotatsu/20260402190036.html>

10. 専用窓口の体制：平日 8 時間程度の電話対応が求められていますが、既存の電話回線の活用や、他の業務との兼務は可能か。

⇒ 既存の電話回線の活用及び他の業務で使用している電話回線で問題ございません。

11. 本事業における情報発信関連の業務範囲について確認させてください。

当事業の受託者は、チラシや SNS 広告などの広告物自体の作成や出稿は行う必要がなく、当該業務範囲はあくまで「参加者への SNS 発信の働きかけ」および「本人承諾を得た写真素材の収集と県への提供」のみという認識で相違ないでしょうか。

また、広告関係を実施する別事業の受託者と「緊密に連携・協議すること」とありますが、具体的に想定されている連携内容や役割分担のイメージ（例：当事業で収集した写真を別事業の広告に活用する等）がございましたらご教示ください。

⇒ ご認識のとおりです。本事業における情報発信関連の業務は「参加者への SNS 発信の働きかけ」および「本人承諾を得た写真素材の収集と県への提供」に限定されます。チラシや SNS 広告の作成・出稿は別事業の業務範囲となります。

別事業受託者との連携について：両事業の受託者決定後、県を交えた顔合わせを行い、以下の内容を中心に連携・協議を進める予定です。

・スケジュールのすり合わせ：SNS 広告の展開時期やフライヤーの制作・配布タイミングの調整。

・情報共有：移住検討者の傾向やニーズを共有し、広告の内容がよりターゲット層に響くよう相互にフィードバックを行うこと。

基本的には、業務の円滑な遂行に向けた必要な連絡・調整を受託者間で行っていただきます。なお、収集した写真は県へ納品いただき、その後の具体的な活用先や活用方法については、県で活用方法を決定します。